

鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援） 補助金に係るQ & A

R7.5.9更新

NO	質問内容	回答
1	申請書等の様式に書き切らない場合は、別紙を使っても良いか？	良いが、様式に概要を簡潔に記載した上で、別紙を添付してほしい。
2	補助金の併用はできるのか？	できない。ただし、それぞれの補助金で明確に用途を切り分けることができる場合はこの限りではない。個別に相談してほしい。
3	補助対象金額の上限は、500万円ということだが、申請金額が予算に満たない場合は、2件以上の採択もあり得るのか？	財政当局への協議が必要だが、予算の範囲内でより多くの事業を採択したいと考えている。
4	今回の補助金は直接人件費は対象外であるが、外部に委託した際は人件費も対象という理解で良いか？	良い。内部の人件費は対象外であるが、外部委託の際の人件費は委託費として対象となる。
5	補助金の用途が、募集要項2(2)「(高付加価値酒の)販路開拓等」のみでも良いか？	(2)「販路開拓等」のみは対象外とする。本事業は(1)の高付加価値酒の商品開発は必須。まだ世に出ていない商品の開発を前提。既に市場にでている商品をリブランディングし、名称やパッケージを変更した商品の販路開拓等はよい。
6	既存の商品の名称変更は必須か(パッケージ変更だけではだめか)？	必須とする。名称が変わらないと既存の商品との区別が難しい。パッケージ、ラベル等外形的にもリブランディングされていることが前提となる。
7	長期貯蔵の商品を開発する場合、数量に限りがあるが、その場合は対象外か？	対象外ではない。(商流の継続性を審査基準に設けていることもあり)他の申請事業との比較になる。
8	商品開発は本格焼酎でないだめか。(リキュール等はだめか。)	本格焼酎の商品開発を対象とする。
9	審査基準はあるのか？具体的に教えてほしい。	審査基準については、募集要項「10.審査基準」に記載しており、具体的には、以下のとおり。ご不明な点は、お問い合わせください。 (1)事業の実施体制 (2)事業の実現可能性 (3)商品の優位性・実現性 (4)販売戦略の妥当性 (5)商流の継続性 (6)本格焼酎産業への寄与 (7)事業費の妥当性
10	商品開発について、事業期限までに商品化が必要ということだが、いつまでにどの程度が必須条件か？	事業実績の報告期限である2月28日までに、受注・販売が可能な状況とすることが必須。具体的には店頭で商品が並んだり、オンラインショップで購入が可能な状況となること等とする。 ※ご不明な点がありましたら個別にお問い合わせください。
11	商品開発のために購入した備品を他の目的のために使用できるか？	本事業で取得した備品等のうち、価格が50万円以上のものを事業の目的に反して使用等する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要がある。
12	みなし大企業は対象外か？	本事業の補助対象事業者は、「①酒税法第3条第5号に規定する酒類等の製造免許を有し、鹿児島県内に本店若しくは主たる事務所を有する県内本格焼酎製造事業者及び②事業者グループの代表事業者」であり、みなし大企業であることをもって対象外とはならない。